

国交省 健康起因事故対策協議会を設置

健康起因事故に対する事業者の意識の高まりから、平成26年に国交省に報告された事業用トラックの健康起因事故件数は220件(前年比85件増)と大幅に増加し、脳疾患、心臓疾患など主要疾病に関するスクリーニング検査への理解も深まりつつある。これらの取り組みについて効果的な普及の方策を検討するため国交省は9月17日、産官学の関係者から構成される事業用自動車健康起因事故対策協議会(酒井一博座長、労働科学研究所

長)を立ち上げた。健康起因事故とは、運転者の疾病で事業用自動車の運転を継続できなくなったものを指す。平成26年の事故報告件数(速報値)は545件、そのうち220件が健康起因事故(運行の中断もしくは中止をおこなった事故件数も含む)。平成25年の業務用自動車の乗務員に起因する事故2011件のうち、健康起因事故は135件(全体の6.7%)で、疾病別の内訳は脳疾患22%(30件)、心臓疾患21%(28件)。死亡事故にじぼると、脳疾患26%(9人)、心臓疾患46%(16人)を占めている。



国交省はこれまで、「雇い入れ時の健康診断と年1回の定期健康診断を義務付け、運行管理者による点呼の実施、運行管理者講習の義務付け(2年に1回)、健康管理の面から「事業用自動車の運転者の健康管理に係

るマニュアル」を策定し、「脳ドック」「SAS」「人間ドック」「心疾患」の四つのスクリーニング検査の受診を推奨。業界団体においても、脳疾患や心臓疾患、SASなどの主要疾病のスクリーニング検査に対する補助を実施している。

こうしたスクリーニング検査の普及促進に、国交省は平成28年度予算で1000万円を要求している。運送業界には中小企業が多く、受診コストの負担が普及への障壁と考えられることから、スクリーニング検査の実施状況を把握した上で、低コストかつ効果的な検査方法を整理し、検査導入による各運送事

業者の取り組み事例の紹介やアンケート・セミナーの実施を通じて啓発し、普及促進を図りたい考えた。次回合合は、事業者アンケートの実施状況や来年度予算の執行状況を考慮し、年内にも開催する。

(半田桃子)